

藤木英雄・板倉宏著「刑法案内2」—勁草法学案内シリーズ、勁草書房 2011年1月25日刊を読む

## 信頼の原則—信頼の原則の意義—

1. 信頼の原則は、刑事過失責任の追及がむやみに高度のものになったり、広いものになったりしないように、合理的なわくづけをするための法原理で、今日、放送や新聞の裁判解説などにもしばしば登場し、かなりポピュラーになっているといえる。ところが、いざ、これを正確に定義しようとすると、難しい。刑法学の最高権威といわれるような大家が書かれた刑法総論の体系書などをひもといてみても、「信頼の原則」の説明は見出せないし、意外なことかもしれないが、刑事法辞典のたぐいにも、「信頼の原則」という項目を設けていないもののほうが多いのである。最近書かれたたいていの刑法の本では、信頼の原則に触れているが、そのとらえ方は、学者によってかなりまちまちである。しかし、信頼の原則というのは、ひらたくいえば、社会的に必要不可欠であるが危険性を内包する仕事(許された危険事務)をしている者が、他人が適切な行動をするであろうと信頼して行動したところ、その他人が信頼に反する不適切な行動をしたため、被害が生じても、そのように信頼したことが社会的に不相当といえないかぎり、責任を負わなくてもよい、とする原則のことをいう、とって差し支えなかろう。ここで他人というのは、たとえば、医師同士とか医師と看護師といった仕事のパートナーのような場合もあれば、加害者対被害者といった関係の場合もある。

## 2. 危険の合理的分配の原則

ここで注意しなければならないのは、信頼の原則とはいわゆる「許された危険事務」全般に適用されるもので、何も、自動車を運転する場合にかぎって適用されるものではないということである。自動車や鉄道、あるいは工場、土木建築、医療など、社会生活上必要不可欠な活動から生ずる危険防止は、その活動に関係する者——自動車の運転者と歩行者といった関係も含めて——が、その能力に応じて合理的に分担すべきであるというのが、社会共同生活上のルールである。これを「危険の合理的分配の原則」—「危険の防止負担の合理的分配の原則」というのが誤解がないかもしれない—というのが、このような原則から、特別な事情でもないかぎり、危険防止を分担すべき他人も適切に行動するであろうと信頼して行動することが許されることになり、また、そうでなければ、「許された危険事務」といわれる活動を能率的に行なうことは、ほとんど不可能になってしまうからである。医師が薬剤師の調剤を信用せず、また、薬剤師が医師の処方箋を信用しないで、一々チェックしていたのでは、病院の医療業務は能率的に行なえず、患者はたまったものではない。

3. 信頼の原則は、許された危険の法理に基づいて、他人の行動を信頼して行なった行為を社会的相当性の見地から不可罰にするためのものであり、いわゆる「許された危険事務」全般について適用されるものなのである。ただ、信頼の原則は、ドイツの交通事故判例において発展したものであり、わが国でも、昭和30年代、当時の自動車運転者に対する結果責任にも近い過失認定をチェックす

るため、一部の下級審判例によって適用されはじめ、昭和 41 年 12 月 20 日について最高裁も、自動車運転者の過失認定についてこの原則の適用に踏み切ったことが大きく取り取り上げられ、その後も、この原則の適用いかんが問題とされる場合の大部分は、交通事故に関する場合である。そこで、信賴の原則は、自動車運転者の過失を論ずる場合にのみ適用される原則であるかのように受け取られがちなのであるが、信賴の原則の適用領域を見失わないようにしなければならない。

#### 4. 森永ドライミルク砒素中毒事件の判断

このように、道路交通の流域にかぎらず、「許された危険事務」全般について、信賴の原則が適用されるといっても、食品・薬品メーカーと消費者といった関係にも信賴の原則の適用を認めることは妥当でない。食品製造業者、製薬業者は、その製品の安全性を消費者に保証しなければならないといういわば保証者の立場にあり、消費者のほうは、それを信賴するほかないという関係にあるのだから、このような業者が、ほかの業者を信賴したとか、あるいは、消費者が注意深い態度をとることを信賴した、ということで、責任を免れ、消費者に危険を転嫁してしまうようなことを認めるわけにはいかないからである。森永ドライミルク砒素中毒事件は、薬種商の松野製薬が森永乳業に納入した工業用第二リン酸ソーダ——ドライミルクの安定剤に使っていた——が、砒素混入の粗悪品であったために、発生したのであるが、差戻し前の第一審判決(徳島地判昭和 38 年 10 月 25 日判時 356 号 7 頁)は、薬種商が注文どおり納品するものと信賴してよく、一々その成分を検査する必要はないとして、信賴の原則の適用を認め、森永側の過失を否定したが、控訴審で破棄され、差戻後の第一審(徳島地判昭和 48 年 11 月 28 日判時 721 号 7 頁)は、次のように述べて、信賴の原則の適用を否定し、成分検査をして被害を回避するという注意義務があるとした。

5. 「信賴の原則については、それが誰と誰との関係についていわれるのかが問題とされるところであって、本件のような場合においても、企業内の同僚相互間の信賴関係に基づく信賴の原則が適用される場合のあることは否定し得ないが、結果回避の責任を具体的にその行為により危険にさらされ被害をこうむる消費者に一部転嫁することは許されない。食品製造業者は自己の売り出した食品が安全であることを消費者に保証しているのであって、消費者に危険を転嫁するような形で手抜きをすることは許されないのである」と。

6. 信賴の原則の適用範囲は、社会的相当性の見地から生活関係に即して判断されなければならないのであり、ドライバーが、ほかの道路交通関与者の適切な行動を信賴することが許されるからといって、食品製造業者が、ほかの業者を信賴して、容易な被害回避措置を手抜きしてよいというのは、社会的衡平に反する不合理な考え方になってしまう。一般消費者が医師の指示の下に薬を飲むものと信賴して副作用のある薬を製造したり売ったりすることが許されず、あるいは、ドライバーが、日頃、仕業点検を怠らなければ、ブレーキの故障などはわかるはずであるということで、ブレーキに欠陥があるような自動車を作るようなことが許されないのは当たり前のことであるが、公害を惹き起こした企業と住民といった関係でも、企業側が信賴の原則の適用によって責任を免れることが社会的に不相当であることも、今日の常識であろう。

7. 信賴の原則を、強い者が弱い者に責任を転嫁することを是認するような、弱者不在、被害者不在の法原則にしてはならないのである。

P77 ~ 81

<コメント>

「刑法学」という難解極まる法律学の専門分野をだれにでもわかりやすく解説し、若くして亡くなられた東京大学教授の藤木英雄先生の名著「刑法案内」が板倉宏日本大学教授の手によって復刊された。この「信賴の原則」もとてもわかりやすい。すべての国民にとって必要不可欠な刑法を学ぶために是非、御一読を。

— 2016年6月27日(月) 林 明夫記 —